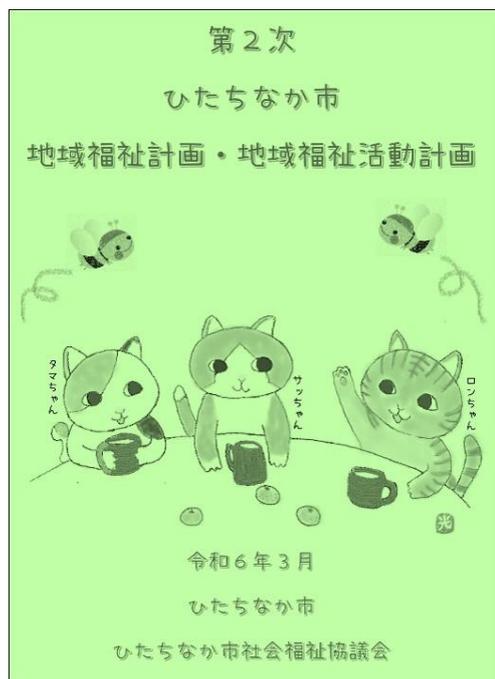


第2次地域福祉計画・地域福祉活動計画 概要版

市及び社会福祉協議会は、複雑多様化する地域福祉課題を解決するため、福祉関係機関や地域で活躍する団体等と連携・協力し、地域による福祉活動をより強力に支援していく必要があります。その様な中で、実効性の高い計画を目指し、市と社会福祉協議会が協力し一体的にひたちなか市地域福祉計画・地域福祉活動計画（以下「第1次計画」とする。）を平成31年3月に策定しました。

第1次計画は、計画期間を定めずに、随時見直しを図るものとしていました。計画策定後5年が経過し、コロナ禍による生活様式の変化など社会が大きく変化したことから、今般改定し、第2次ひたちなか市地域福祉計画・地域福祉活動計画（以下「第2次計画」とする。）を策定するものです。また、本市では安全で住みよい地域社会をつくるため、これまで更生保護の役割や重要性を市民に広報する等に取り組んできました。これらの取り組みを、さらに推進するため、本計画に再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に規定する「地方再犯防止推進計画」を包含するものとなりました。



1 本市の地域福祉を取り巻く課題

社会情勢、本市の状況、地域福祉に関するアンケート結果及び事業評価を踏まえた本市の地域福祉における課題は以下のとおりとなります。

- ❑ 地域福祉に関するアンケート結果から、ご近所づきあいの簡素化や自治会活動への参加頻度の減少が見られました。これは、核家族化や共働き家庭の増加、就労期間の延長による地域で過ごす時間の減少などの社会的要因に加え、コロナ禍の人と人との距離をとる生活様式により、より加速したと思われまます。
- ❑ 民生委員・児童委員や自治会、サロン等の地域福祉関係団体へのアンケート結果から、関係機関との連携が深化している状況にあるものの、依然として担い手不足が課題として挙げられます。
- ❑ 一方で、「手助けを行いたい」という個々の考えに変化がないことから、その「個々の考え」をいかに地域や実際の活動へつなげていくのか、ということが課題といえます。

- 第1次計画 実施計画の評価から、家族・親族間の関係が複雑なケースなど、複雑化する福祉課題への対応が課題として挙げられます。
- 再犯防止に関して、これまで市では社会を明るくする運動等を通して、犯罪や非行の防止と犯罪をした人たちの立ち直りについて理解を深めるための活動を行ってきました。しかし、市民アンケートの結果等における“社会を明るくする運動”の認知度の低さが示すように、より一層の取り組みが必要な状況です。

2 第2次計画の基本的な考え方

2.1 基本理念： 住みよい未来 つながり支える 地域の輪

地域に住むすべての人がいつまでも住み慣れた地域で、健やかに、安心して、いきいきと暮らしていくために、地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域共生社会を目指します。本市の地域福祉の課題である、「関係の希薄化」や「担い手不足」は、新たな課題ではなく、第1次計画策定時にも課題として捉えていたものです。このことから、第1次計画の基本理念を引き継ぎます。

2.2 基本目標

以下の4つの基本目標を掲げます。

基本目標1 ふれあいと助け合いのある地域づくり

地域福祉の主体は住民であることから、第1次計画の基本目標2「ふれあいと助け合いのある地域づくりの支援」及び同計画の基本目標3「地域のリーダーやボランティアの活動促進」の担い手育成等の地域づくりに関連するものを引き継ぐ形で、基本目標1を「ふれあいと助け合いのある地域づくり」としました。

核家族化や共働き家庭の増加、就労期間の延長による地域で過ごす時間の減少等、地域の関係の希薄化が進む状況の中で、あらためて地域福祉への理解を深め、参加を促し、地域が丸ごとつながり、お互いが「支える側」「支えられる側」となることができる地域を目指します。

基本目標2 誰もが安心して利用できる福祉の推進

いつまでも住み慣れた地域で、健やかに、安心して、いきいきと暮らしていくために、必要なサービス等を適切に利用できるよう、環境の整備に取り組みます。これは、第1次計画の基本目標1を引き継ぐものです。

基本目標 3 ボランティア・地域福祉活動の活性化

地域福祉活動を持続・展開していくためには、各種団体の積極的な活動が必要となります。市内には、すでに多くのボランティア団体や高齢者クラブ・自治会・社会福祉協議会支部・コミュニティ・NPO 法人などが活動しています。これらの団体を支援するとともに、新たな団体が立ち上がるように支援していきます。基本目標 3 にて活動の助成等について位置づけます。

基本目標 4 安全で住みよい地域社会の実現 - 再犯防止の推進 - (ひたちなか市再犯防止推進計画)

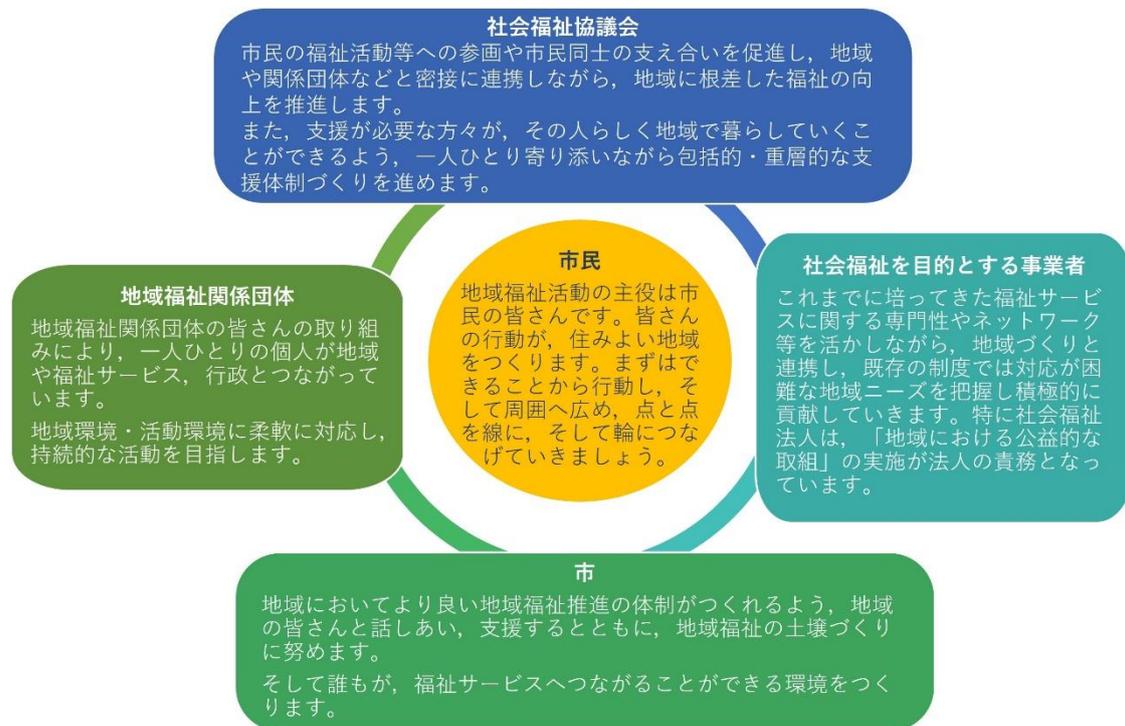
第 2 次計画において、新たに再犯防止に関する取り組みを推進していくため、基本目標 4 を再犯の防止等の推進に関する法律第 8 条における「市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画」として位置づけます。

犯罪や非行をした者の中には、貧困や疾病、厳しい生育環境等、様々な生きづらさを抱え立ち直りに多くの困難を抱える者が少なくありません。更生し社会復帰したのち、地域社会の一員として、孤立せず、安定した生活を送るには、息の長い支援、そして受け入れる環境が必要となります。更生保護活動を支える保護司会等の更生保護団体の活動支援や、社会を明るくする運動等を通し犯罪や非行のない地域をつくるために一人ひとりが考え、参加するきっかけをつくるなど、安全で住みよい地域社会の実現を目指します。



2.3 計画における役割

地域住民・地域福祉関係団体・社会福祉を目的とする事業者・社会福祉協議会・市など多様な主体が、考え、活動し、つながっていくことが必要であり、それぞれの役割を以下のように整理します。



□ 市民

地域福祉活動の主役は市民の皆さんです。皆さんの行動が、住みよい地域をつくりまします。まずはできることから行動し、そして周囲へ広め、点と点を線に、そして輪につなげていきましょう。「地域福祉」は、日常生活の延長線上にあります。あらためて特別なことを行うことだけが「地域福祉」ではありません。暮らす中で、ご近所を散歩すること、そして地域の方と顔を合わせた時にあいさつや言葉を交わすこと、地域の清掃活動に参加すること、そういった日常生活のなかで何気なく行うことが、「地域福祉」へとつながっていきます。

□ 地域福祉関係団体

(自治会・コミュニティ組織・サロン団体・民生委員・更生保護団体等)

地域福祉関係団体の皆さんの取り組みにより、ひとりひとりの個人が地域や福祉サービス、行政とつながっています。地域環境・活動環境に柔軟に対応し、持続的な活動を目指します。

□ 社会福祉を目的とする事業者 (社会福祉法人, NPO 法人等)

これまでに培ってきた福祉サービスに関する専門性やネットワーク等を活かしながら、地域づくりと連携し、既存の制度では対応が困難な地域ニーズを把握し積極的に

貢献していきます。特に社会福祉法人は、「地域における公益的な取組」の実施が法人の責務となっています。

□ 社会福祉協議会

市民の福祉活動等への参画や市民同士の支え合いを促進し、地域や関係団体などと密接に連携しながら、地域に根差した福祉の向上を推進します。また、支援が必要な方々が、その人らしく地域で暮らしていくことができるよう、ひとりひとり寄り添いながら包括的・重層的な支援体制づくりを進めます。

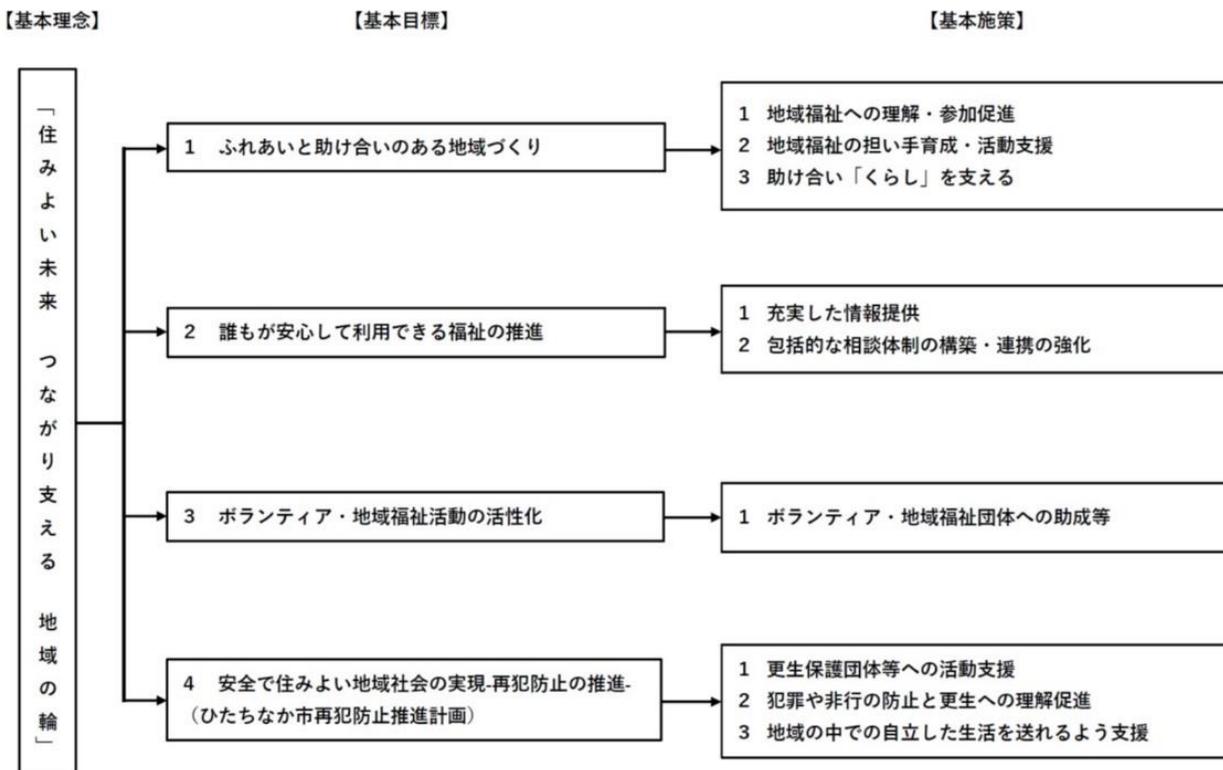
□ 市

地域においてより良い地域福祉推進の体制がつけられるよう、地域の皆さんと話しあい、支援するとともに、地域福祉の土壌づくりに努めます。そして誰もが、福祉サービスへつながることができる環境をつくりまします。

3 施策の展開と進行管理

基本目標を達成するため基本施策を定め、具体的な事業については、毎年度策定する「実施計画」に定めます。事業の進行を厳密に管理するため、実施計画の目標年次は、5年後とします。ただし、地域福祉課題へ臨機に対応するため、評価や見直し（事業の追加等）は毎年実施するとともに、中間年度において、実施計画の見直しを行います。

1. 計画の体系図



参考 計画策定の経過

本計画は、市民、自治会長、高齢者クラブ会長、サロン、民生委員・児童委員、NPO法人、社会福祉法人へのアンケートを実施し、地域福祉計画推進委員会（社会福祉協議会総合企画委員会共同開催）における6回の審議を経て取りまとめたものです。

日付	会議	内容
令和4年 8月	第1回地域福祉計画推進委員会※ ¹	計画の改定について
11月	第2回地域福祉計画推進委員会	改定に係るアンケートについて
12月～	市民アンケートの実施	
1月～	自治会長、高齢者クラブ会長、サロン、民生委員・児童委員、NPO法人、社会福祉法人へのアンケート実施	
令和5年 3月	第3回地域福祉計画推進委員会	改定に係るアンケート結果について
8月	第4回地域福祉計画推進委員会	第2次計画素案について
11月	第5回地域福祉計画推進委員会	第2次計画原案について
12月25日 ～令和6年1月25日	パブリックコメント実施期間	1名の方から1件の意見あり。
2月	第6回地域福祉計画推進委員会	第2次計画最終案について
3月25日	策定	

※1 地域福祉計画推進委員会

=ひたちなか市地域福祉計画推進委員会及びひたちなか市社会福祉協議会総合企画委員会